

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱

平成 19 年 6 月 5 日

(要)告示第 29 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日 (要) 告示第 45 号

改正 令和 6 年 3 月 28 日 (要) 告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「要支援者」という。）の権利擁護を促進するため、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2 の規定に基づき、市長が家庭裁判所に対して行う後見開始等の審判の申立て（以下「審判の申立て」という。）及び成年後見制度利用の支援について必要な事項を定めるものとする。

(支援の種類)

第 2 条 支援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条に掲げる各法の規定に基づく市長が行う審判の申立てに関する支援
- (2) 審判の申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等(以下「審判の申立てに係る費用」という。)に関する支援
- (3) 成年後見人、保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬に関する支援

(審判の申立ての種類)

第 3 条 市長が行う審判の申立ての種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 後見開始の審判（民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条）
- (2) 保佐開始の審判（民法第 11 条）
- (3) 保佐人の同意権の範囲を拡張する審判（民法第 13 条第 2 項）
- (4) 保佐人に代理権を付与する審判（民法第 876 条の 4 第 1 項）
- (5) 補助開始の審判（民法第 15 条第 1 項）
- (6) 補助人に同意権を付与する審判（民法第 17 条第 1 項）
- (7) 補助人に代理権を付与する審判（民法第 876 条の 9 第 1 項）

(審判の申立ての対象者)

第 4 条 市長が行う審判の申立ての対象者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定により本市に住所等が記載され、又は登録されている要支援者で、次の各号のいずれかに該当し、当該要支援者を保護するために審判の申立てを市長が必要と認めたものとする。

- (1) 配偶者及び 2 親等の親族がいないこと。

(2) 配偶者及び2親等内の親族があっても、審判の申立てを拒否していること又は虐待の事実等があること。

(3) 配偶者及び2親等内の親族が戸籍上確認できるが、音信不通の状況にあること。

2 前項の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族があつて、審判の申立てをする者の存在が明らかであるときは、市長が行う審判の申立ては行わない。

(審判の申立ての判断基準)

第5条 市長は、審判の申立てを行うに当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

(1) 対象者の事理を弁識する能力

(2) 対象者の生活状況、健康状況、収入資産等の状況

(3) 対象者の福祉を図るために審判の申立てが必要な事情

(審判の申立ての要請)

第6条 次の各号に掲げる者は、対象者がいると判断したときは、後見開始等の審判の申立て要請書（様式第1号）により市長に対し審判の申立ての要請をすることができる。

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する事業及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条に規定する事業に従事する職員

(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所並びに地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所の職員

(3) 社会福祉法第15条に規定する福祉事務所の所長

(4) 民生委員

(5) 前各号に掲げるもののほか、要支援者の日常生活のために有益な援助をしている者

(要請者への回答)

第7条 市長は、前条に掲げる者から審判の申立ての要請があつた場合において、当該要請に対する対応を決定したときは、後見開始等の審判の申立て要請に対する回答書（様式第2号）により、当該要請をした者に回答するものとする。

(費用の負担)

第8条 市長は、市長が行う審判の申立てに係る費用を負担するものとする。

2 前項の費用について、家庭裁判所が対象者その他の者（以下「関係人」という。）に対しその費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたときは、市長は、その指定する関係人に対し当該費用を請求するものとする。

3 前項に規定する請求は、後見開始等の審判の申立てに係る費用の請求書（様式第3号）により行うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する者

である場合は、当該費用を請求しないものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者
 - (2) 審判の申立てに係る費用を負担することで生活保護法による要保護者となる者
 - (3) その他審判の申立てに係る費用を負担することが困難であると市長が認めた者
- （審判の申立てに係る費用の助成）

第9条 市長は、前条第4項各号に掲げる者が第3条各号に掲げる審判の申立てを行った場合、当該者に対し、当該審判の申立てに係る費用を助成することができる。

2 前項の規定による審判の申立てに係る費用の助成は、成年後見人等を選任された者が、本市に住民登録されている者又は法令の規定により本市が援護を行っている者の場合に行うものとし、次に掲げる費用（家庭裁判所が関係人に対し、その費用の全部又は一部について負担すべき命令をしたものを除く。）で、申立てを行った者が現に負担した費用に対して行うものとする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 切手代
- (3) 診断書作成料
- (4) 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書取得費用
- (5) 鑑定費用

（審判の申立てに係る費用の助成金の交付の申請）

第10条 前条第1項の規定による審判の申立てに係る費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という）は、当該審判が確定した日の翌日から起算して90日以内に、後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 後見開始等の審判書の写し
- (2) 審判が確定したことが分かる書類の写し
- (3) 審判の申立てに係る費用を支払ったことを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（審判の申立てに係る費用の助成金の交付の決定及び却下）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金交付決定（却下）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（審判の申立てに係る費用の助成金の請求）

第12条 前条の規定により審判の申立てに係る費用の助成金の交付決定を受けた申請者は、後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(報酬の助成)

第13条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者（以下「報酬助成対象者」という。）に対し、家庭裁判所が決定した成年後見人等への報酬の全部又は一部を助成することができる。ただし、当該成年後見人等が報酬助成対象者の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である場合を除く。

- (1) 生活保護法に基づく被保護者又は住民税が非課税である世帯に属する者その他これらに類する者で、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難であると市長が認めるもの
- (2) 市長が行う審判の申立てにより成年後見人等を選任された者又は市内に居住する者で成年後見人等を選任されたもの
- (3) 本市又は他の市区町村等から類似の助成金等の交付を受けていない者

2 前項の規定による助成金の額は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬の付与の審判によって決定した額の範囲内とし、厚生労働省の定める社会福祉施設（第1種社会福祉事業に該当するものに限る。）に入所し、又は医療機関に入院し、在宅での生活が困難な者にあつては成年後見人等1人当たり月額18,000円を、その他の者にあつては成年後見人等1人当たり月額28,000円を限度とする。

(報酬の助成金の交付の申請)

第14条 前条第1項の規定による報酬の助成金の交付の申請は、報酬助成対象者のほか、その成年後見人等が行うことができるものとし、当該成年後見人等に対する報酬付与の審判が行われた日の翌日から起算して90日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定による報酬の助成金の交付の申請をしようとする報酬助成対象者又はその成年後見人等は、成年後見人等の報酬助成金交付申請書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書の写し
- (2) 家庭裁判所へ提出した成年被後見人等の財産目録及び財産状況が分かる書類の写し
- (3) 成年後見等の開始の事実を明らかにする書類

3 報酬助成対象者が死亡した場合において、当該報酬助成対象者に助成すべき前条に規定する報酬の助成金が交付されていないときは、成年後見人等であったものが当該助成金の申請をすることができる。

(報酬の助成金の交付の決定及び却下)

第15条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等の報酬助成金交付決定（却下）通知書（様式第8号）により、報酬助成対象者又はその成年後見人等に通知するものとする。

（報酬の助成金の請求）

第16条 前条の規定により報酬の助成金の交付決定を受けた報酬助成対象者又はその成年後見人等は、成年後見人等の報酬助成金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（報酬の助成金の交付の方法）

第17条 報酬の助成金の交付は、報酬助成対象者の口座又はその成年後見人等の管理下に置かれたことが明示されている口座への振り込みにより行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条第3項の場合における報酬の助成金の交付は、その申請をした成年後見人等であった者の口座への振り込みにより行うものとする。

（報酬助成対象者に係る成年後見人等の報告義務）

第18条 報酬の助成金の交付を受けた報酬助成対象者に係る成年後見人等は、当該報酬助成対象者の資産状況又は生活状況に変化があったときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

（助成金の返還）

第19条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（助成の廃止等）

第20条 市長は、助成金の交付を受けた者の死亡又は資産状況若しくは生活状況の変化等により、助成の理由が消滅し、又は著しく変化したと認めるときは、助成を廃止し、又は助成金額を増減することができる。

（住所地特例等の取扱い）

第21条 第4条に規定する対象者には、介護保険法の規定により本市が保険者となっている場合又はその他法令の規定により援護を行っている場合を含むものとする。

（その他）

第22条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日（要）告示第45号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日（要）告示第46号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

西条市長 殿

要請者 住所 _____
氏名 _____ 印

後見開始等の審判の申立て要請書

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり後見開始等の審判の申立てを要請します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名

（ 年 月 日 生） 性別（ ）

2 対象者の精神上的の障害の程度

3 対象者の健康状況

4 対象者の生活状況及び収入資産等の状況

5 審判の申立てが必要な事情

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長

印

後見開始等の審判の申立て要請に対する回答書

年 月 日付けの後見開始等の審判の申立て要請については、西条市
成年後見制度利用支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり回答します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名

（ 年 月 日 生） 性別（ ）

2 要請に係る回答

第 号
年 月 日

様

西条市長

印

後見開始等の審判の申立てに係る費用の請求書

西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、後見開始等の審判の申立てに係る費用について、下記のとおり請求します。

記

1 審判の申立ての対象者

住所

氏名

（ 年 月 日 生） 性別（ ）

2 請求額

円

（内訳： ）

3 請求の根拠

4 法定後見の状況

(1) 法定後見の区分

後見・保佐・補助

(2) 法定後見の開始日

年 月 日

(3) 成年後見人等の氏名

(4) 成年後見人等の住所

年 月 日

西条市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金交付申請書

後見開始等の審判の申立てに係る費用に関する助成金の交付について、西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 成年被後見人等

住所

電話

氏名

(年 月 日 生)

法定後見の区分

後見・保佐・補助

2 申立人

住所

電話

氏名

(年 月 日 生)

成年被後見人との関係

3 申請資格（該当するものに○）

(1) 生活保護法に基づく被保護者

(2) 審判の申立てに係る費用を負担することで生活保護法による要保護者となる者

(3) その他審判の申立てに係る費用を負担することが困難である者

4 助成金の交付申請額

円

5 添付書類

(1) 後見開始等の審判書の写し

(2) 審判が確定したことが分かる書類の写し

(3) 審判の申立てに係る費用を支払ったことを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金の交付については、下記のとおり決定します。

記

1 助成の可否 可 ・ 否
(否の場合の理由)

2 助成金の交付決定額 _____円

3 助成金の交付対象者
住所
氏名

様式第 6 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

西条市長

殿

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印

成年被後見人等氏名 _____

後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金請求書

請求金額 _____ 円

後見開始等の審判の申立てに係る費用の助成金について、上記のとおり請求します。
なお、請求金額については、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 本・支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

年 月 日

西条市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

成年後見人等の報酬助成金交付申請書

成年後見人等に対する報酬に関する助成金の交付について、西条市成年後見制度利用支援事業実施要綱第14条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 成年被後見人等

住所

電話

氏名

(年 月 日 生)

2 成年後見人等

住所

電話

氏名

(年 月 日 生)

成年後見人等の区分

3 生活保護受給の有無

有 (年 月 日から受給) ・ 無

4 助成金の交付申請額 円

5 報酬付与の審判の決定額 円

6 添付書類

(1) 報酬付与の審判書の写し

(2) 家庭裁判所へ提出した成年被後見人等の財産目録及び財産状況が分かる書類の写し

(3) 成年後見等の開始の事実を明らかにする書類

様式第 8 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

西条市長



成年後見人等の報酬助成金交付決定（却下） 通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等の報酬の助成金の
交付については、下記のとおり決定します。

記

1 助成の可否 可 ・ 否
(否の場合の理由)

2 助成金の交付決定額 _____円

3 助成金の交付対象者
住所
氏名

様式第 9 号（第 1 6 条関係）

年 月 日

西条市長

殿

請求者 住所 _____

氏名 _____ 印

成年被後見人等氏名 _____

成年後見人等の報酬助成金請求書

請求金額 _____ 円

成年後見人等の報酬の助成金について、上記のとおり請求します。なお、請求金額については、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信用金庫 農協 本・支店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	